

水道料金の改定について

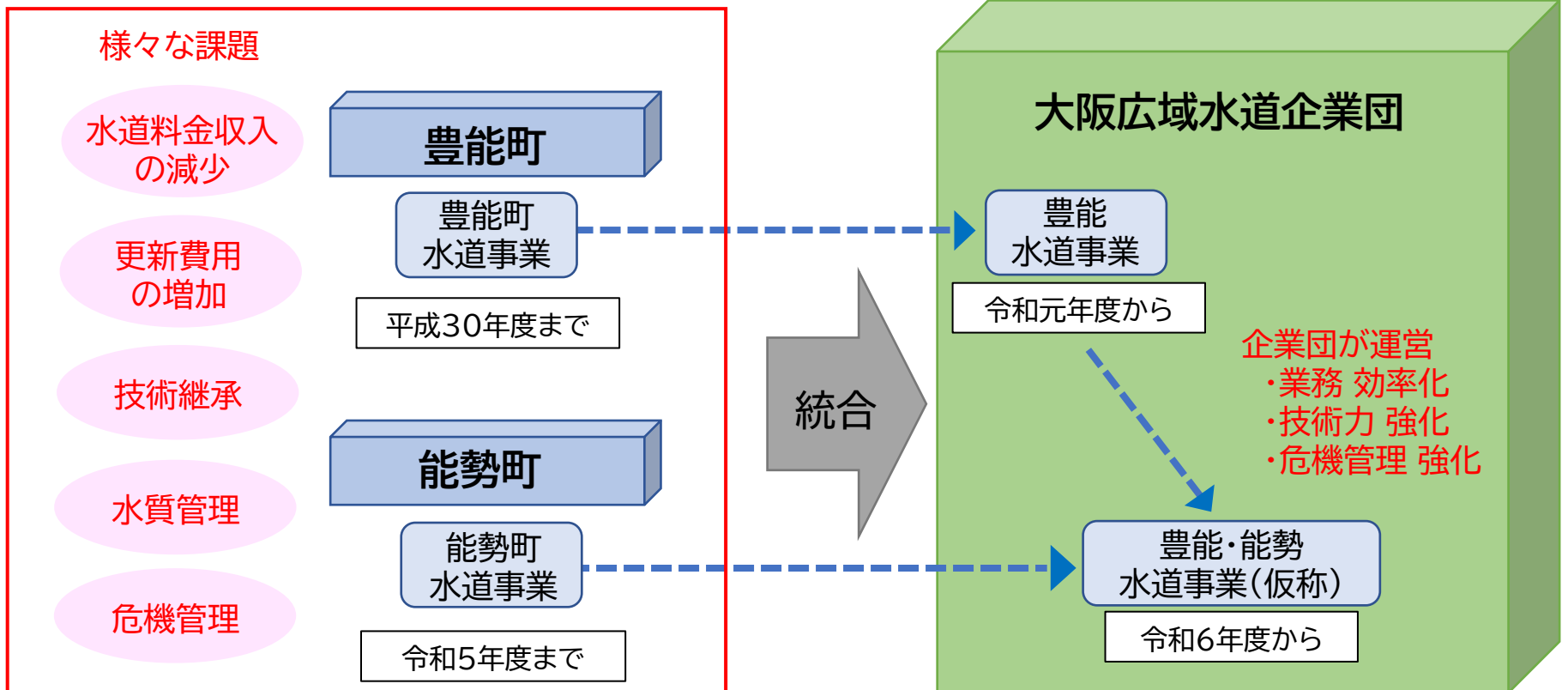
- 1 水道料金改定の概要
- 2 水道事業の現状と課題
- 3 課題への対応
- 4 収支の見通し
- 5 必要な料金水準
- 6 料金の統一
- 7 料金体系の変更
- 8 改定後の料金表

令和4年9月10日
能勢町産業建設部

1 水道料金改定の概要

水道事業について

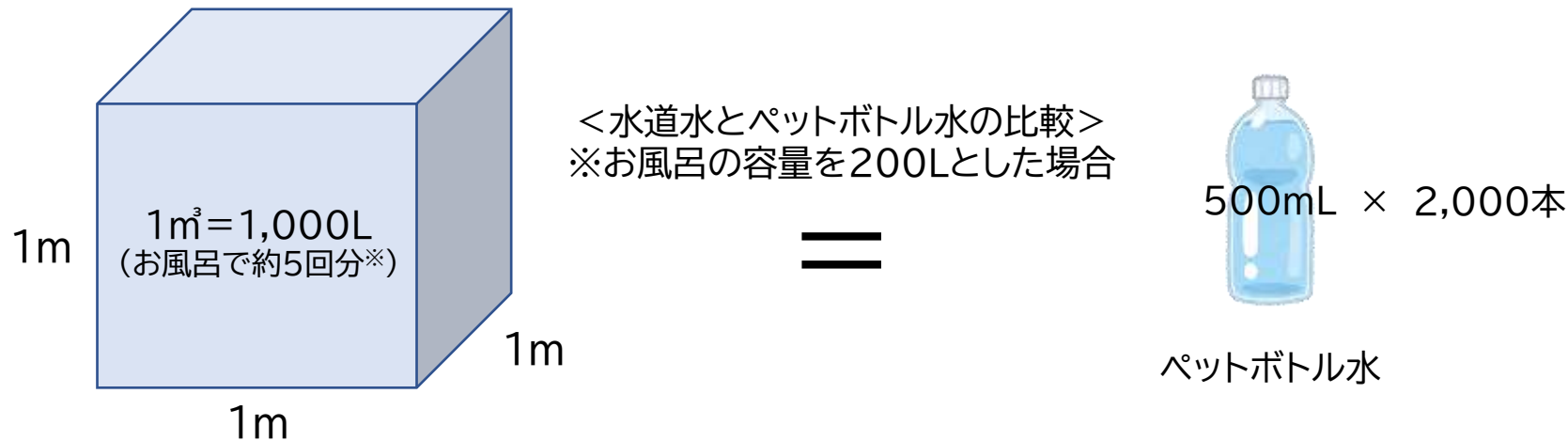
- 能勢町の水道事業は、創設時から町が運営していますが、給水量の減少による水道料金収入の減少や水道施設・管路の老朽化に伴う更新費用の増加など、町単独での事業運営では解決が困難となる様々な課題に対応していくため、令和6年度に豊能水道事業と事業・会計統合し、大阪広域水道企業団(以下「企業団」という。)が運営する予定です。



1 水道料金改定の概要

水道料金について

- 水道水をお配りするために必要な費用は、主に町民の皆さんから頂いている水道料金でまかなわれています。
- 水道料金は、口径ごとに定められている定額の基本料金と、使用水量に応じた従量料金で構成されています。



- 令和3年度において、水道料金の平均単価※は、能勢町水道事業で約**266.9円/m³**(水道料金収入÷有収水量)です。
※料金改定シミュレーションにおける単価
- 500mLのペットボトル2,000本分相当の水道水を約266.9円で蛇口までお届けする計算です。(市販のペットボトルを購入した場合、約140,000円分※に相当します。)
※500mLペットボトル1本70円で計算

1 水道料金改定の概要

水道料金について

お風呂で比較してみると…

211L



=

422本



お風呂の平均使用水量を211Lとした場合、500mLペットボトルは422本必要です。

水道水でのお風呂1回当たり ⇒ $211\text{L} \times 0.2669\text{円}^* = \text{約}56\text{円}$

※水道水1L当たり0.2669円(=266.9円÷1000L)

500mLペットボトルでのお風呂1回当たり ⇒ $422\text{本} \times 70\text{円} = \text{約}30,000\text{円}$

1 水道料金改定の概要

水道の使用水量について

- ・ 大阪府内の1世帯1日当たりの平均使用水量は以下のとおりです。
- ・ 風呂での使用が最も多く、次いで便所での使用が多くなっています。

<大阪府内の1世帯1日当たり平均使用水量(令和元年度実績)>

使用用途	1世帯1日当たり使用水量※
洗濯	66L
風呂	211L
炊事	75L
便所	100L
洗面	66L
洗車、散水、その他	30L
合計	547L

$$547\text{L} \times 30\text{日} \div 1000 = 16\text{m}^3/\text{月}$$

能勢町水道事業では、
平均使用水量は19m³/月
(メーター口径13mm)

※世帯人数の平均値は2.27人です。

端数処理のため、合計欄は各項目の合計と一致しません。

1 水道料金改定の概要

水道料金改定の経緯

厳しい経営環境

給水量の減少による水道料金収入の減少
水道施設・管路の更新や耐震化のための費用の増加

統合による効率化

令和6年度に企業団と統合、あわせて企業団の豊能水道事業と事業・会計統合し、事業運営に係る効率化等を計画・実施

企業団との統合により効率化を図ってまいりますが、厳しい経営環境から、水道料金改定による経営の健全化が必要になっています。

**【能勢町水道事業では、令和6年4月から平均改定率12.8%の料金値上げ】
(前回改定は平成29年4月)**

水道事業を今後も持続していくため
水道料金の改定にご理解をお願いいたします。

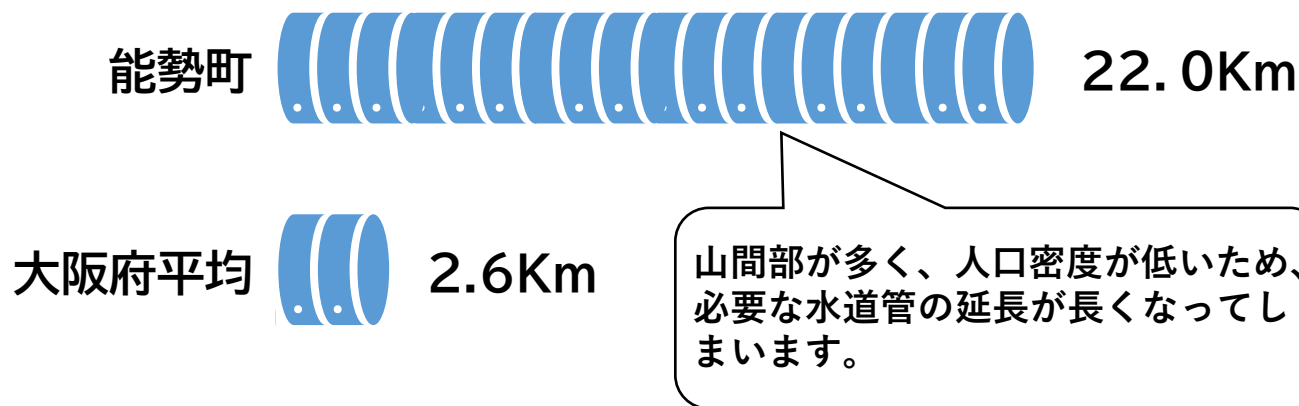
2 水道事業の現状と課題

水道事業の現状

【地理的な要因】

- 能勢町は、大阪府最北端に位置し、給水区域は標高差のある山間地にまたがっています。
- そのため、配水池等の水道施設が数多く点在しており、使用者1人当たりの水道管が長くなるなど、維持管理に係る費用が高くなりやすい状況です。

<使用者1人当たりの水道管>

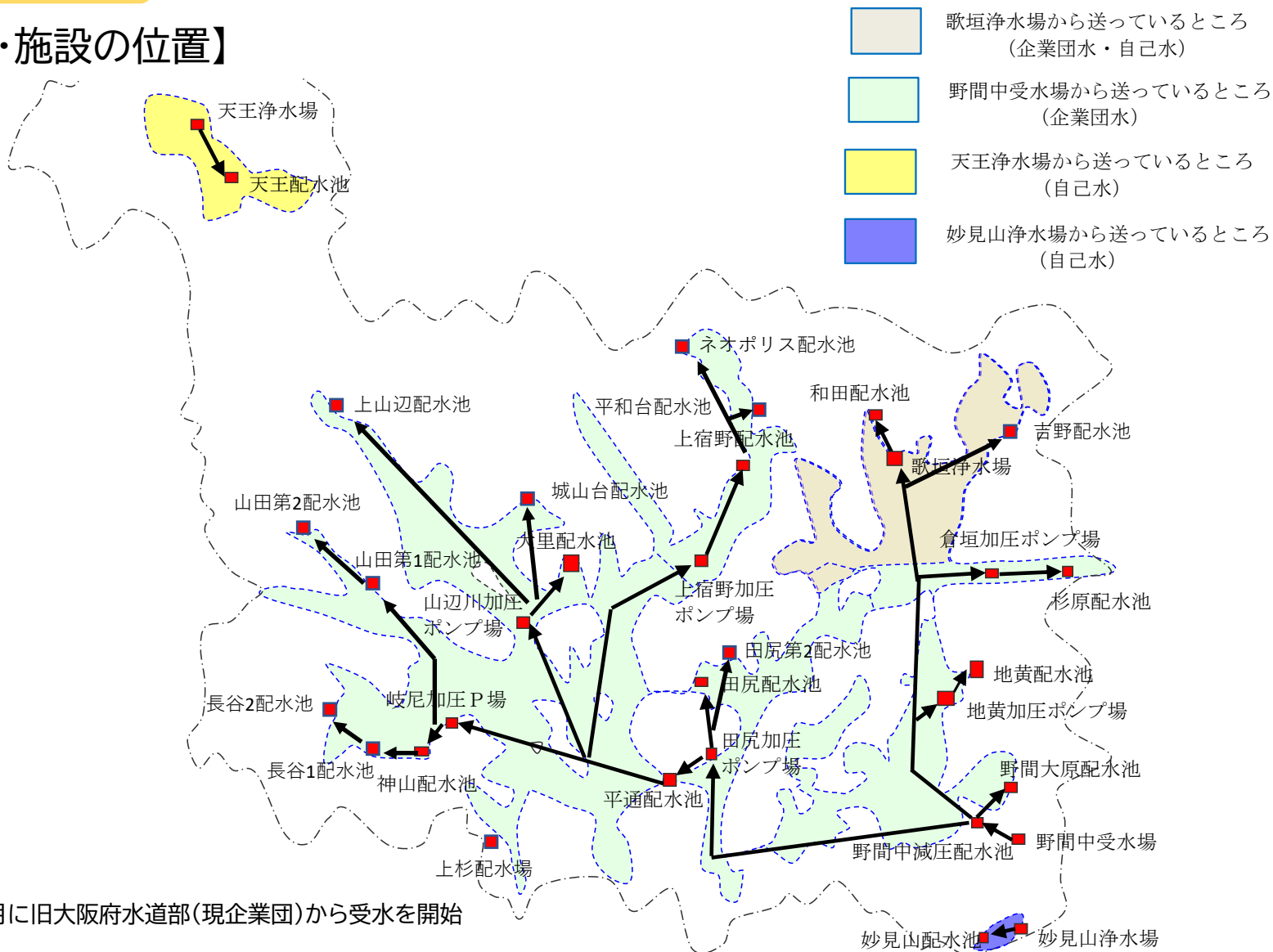


2 水道事業の現状と課題

水道事業の現状

(出所) 大阪府健康医療部環境衛生課「水道事業の現状と課題、将来について【能勢町】」より加工

【給水区域・施設の位置】



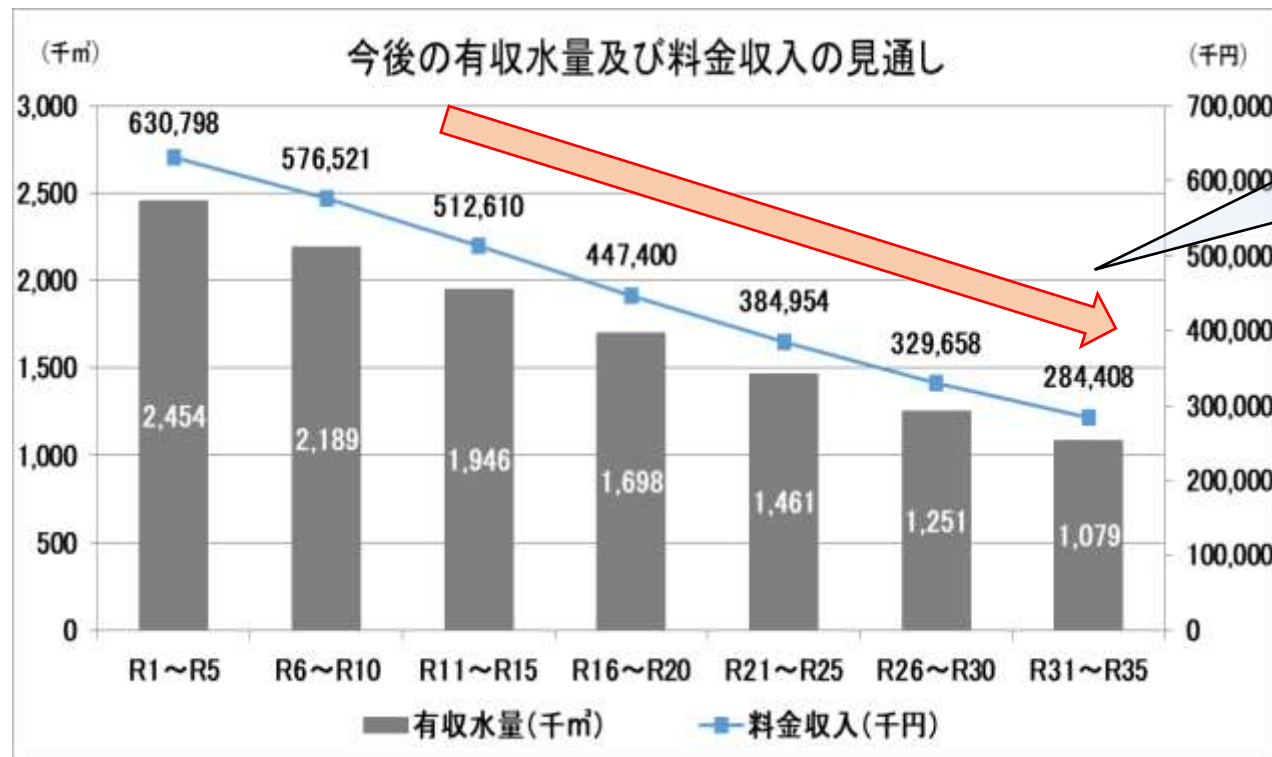
平成18年10月に旧大阪府水道部(現企業団)から受水を開始

2 水道事業の現状と課題

水道事業の課題

【水道料金収入の減少】

水道事業は、町民の皆さんからいただいている水道料金で成り立っています。水道料金の元になる給水量(有収水量)は、人口減少などにより今後も減少する見込みです。有収水量の減少に伴い、水道料金収入も減少することになります。



有収水量の減少に伴い、
水道料金収入も減少

※豊能水道事業と能勢町水道事業を
合算した値

<有収水量と料金収入の減少>

3 課題への対応

収入の確保

企業団との統合に伴う大阪府からの補助金(令和元年度から令和10年度まで)や、豊能町、能勢町及び企業団の統合促進基金からの繰入金(令和元年度から令和20年度まで)を有効に活用します。

大阪府からの補助金:7.3億円 ←統合した場合にもらえる補助金です。
両町からの繰入金:11.3億円
企業団の統合促進基金からの繰入金:5億円 (計23.6億円)

支出の削減

両町に設置されている集中監視制御設備を統廃合することで設備の更新費用に加え、運転管理の委託費を削減します。また、漏水が発生すると無駄な配水が生じるため、漏水調査の実施により費用削減につなげます。

委託費の削減による効果額:約0.6億円(令和11年度までの合計)

漏水の改善による効果額:約0.5億円(//)

※既に企業団と統合した豊能水道事業の例



3 課題への対応

業務執行体制の見直し

効率的な業務執行のため、次の取組を実施します。

- ・水道センターの運営体制に係る検討
- ・共同発注による費用削減



運営体制の見直し



費用の削減

施設の更新・耐震化

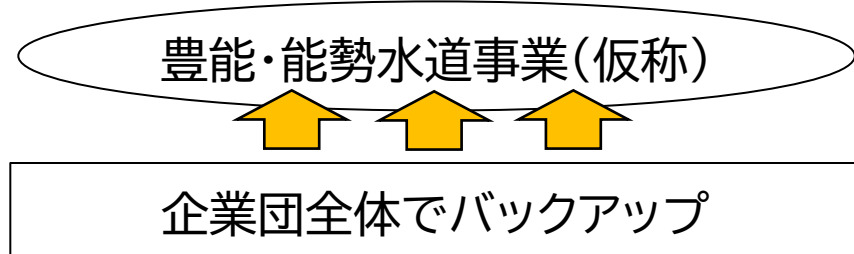
水道施設の更新・耐震化を着実に実施します。

- ・水道施設の統廃合、ダウンサイジング(規模の最適化)による効率化

災害対策の充実

災害時における応急給水活動等、バックアップ体制の充実に取り組みます。

- ・統合後は企業団による組織的な応援体制による災害対応が可能

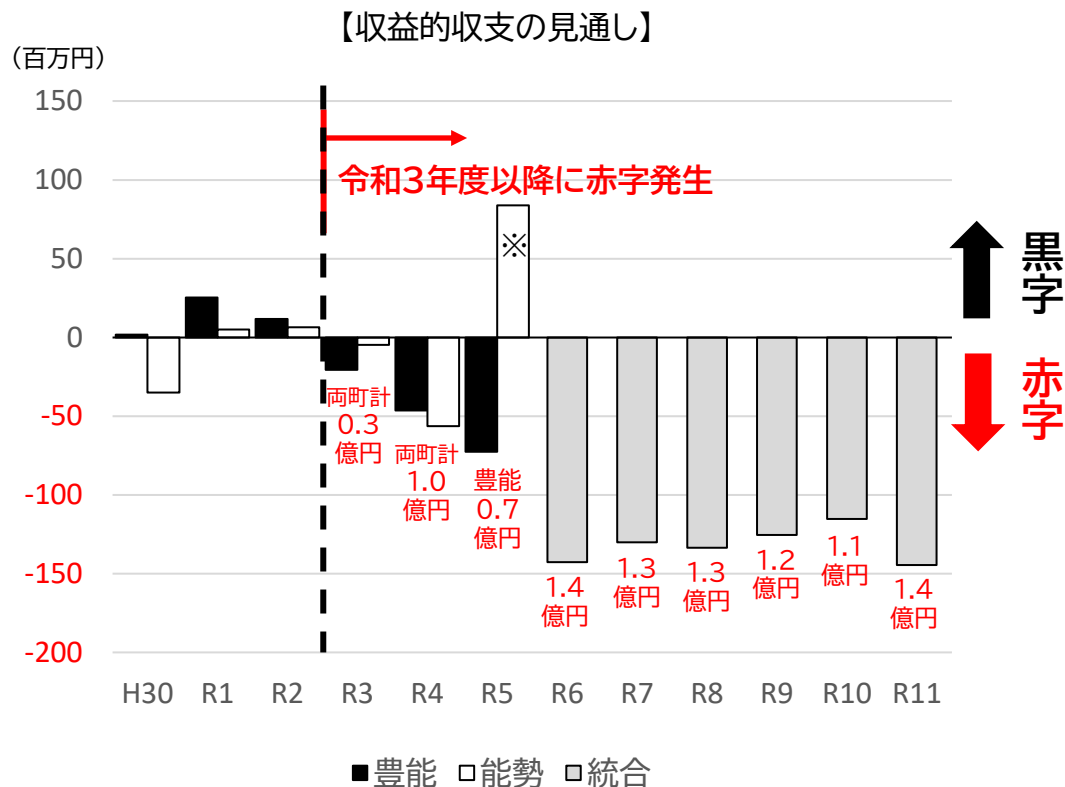


料金改定によりご負担は大きくなりますが、
将来にわたり安定的に給水が可能な水道を実現します。

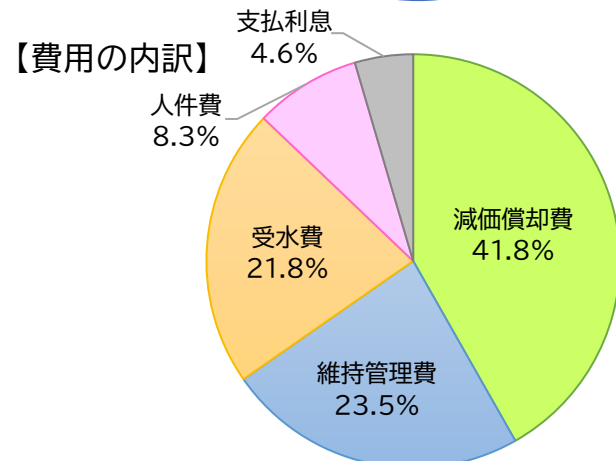
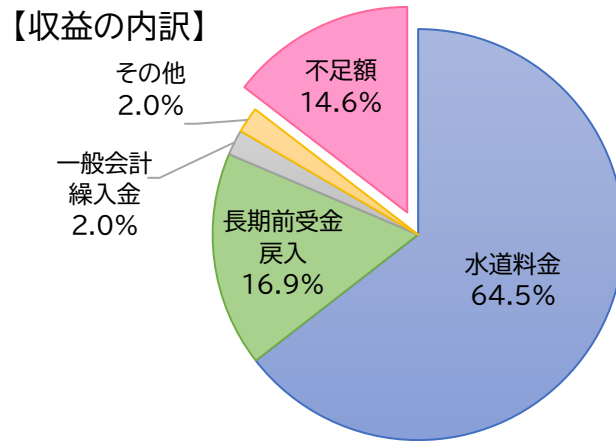
4 収支の見通し

収支の見通し

「3 課題への対応」を考慮した上で、現状の水道料金で今後の収支を見通します。
 料金収入の減少とともに経営は悪化し、**令和3年度以降は赤字が続く見込みです。**



※令和5年度の能勢の一時的な黒字は、統合に当たり累積赤字を解消するための一般会計からの繰入金によるもの



※令和5～10年度までのシミュレーション
 総額51.2億円

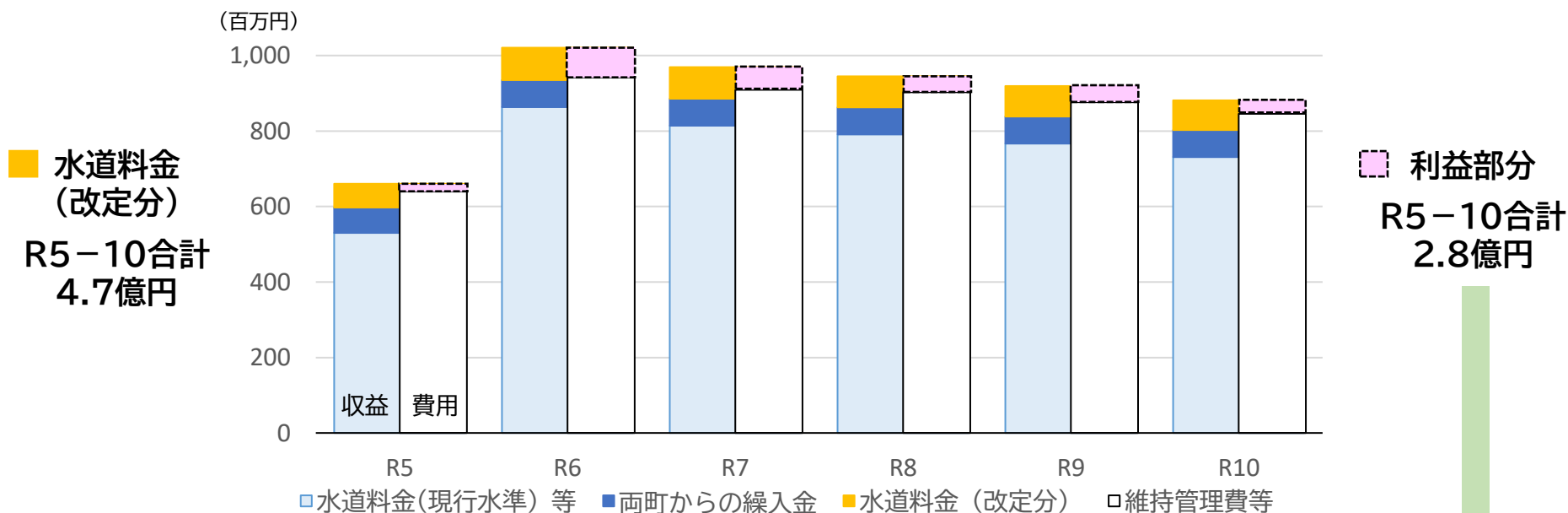
5 必要な料金水準

料金改定の必要性について

豊能水道事業では令和5年度から、能勢町水道事業では企業団との統合後の令和6年度から、令和10年度までの期間において必要となる料金水準を算出しています。

水道事業の安定的な運営のため、収支の黒字化とともに、今後の投資に必要な資金を確保します。

能勢町水道事業では平均12.8%の料金改定が必要となります。



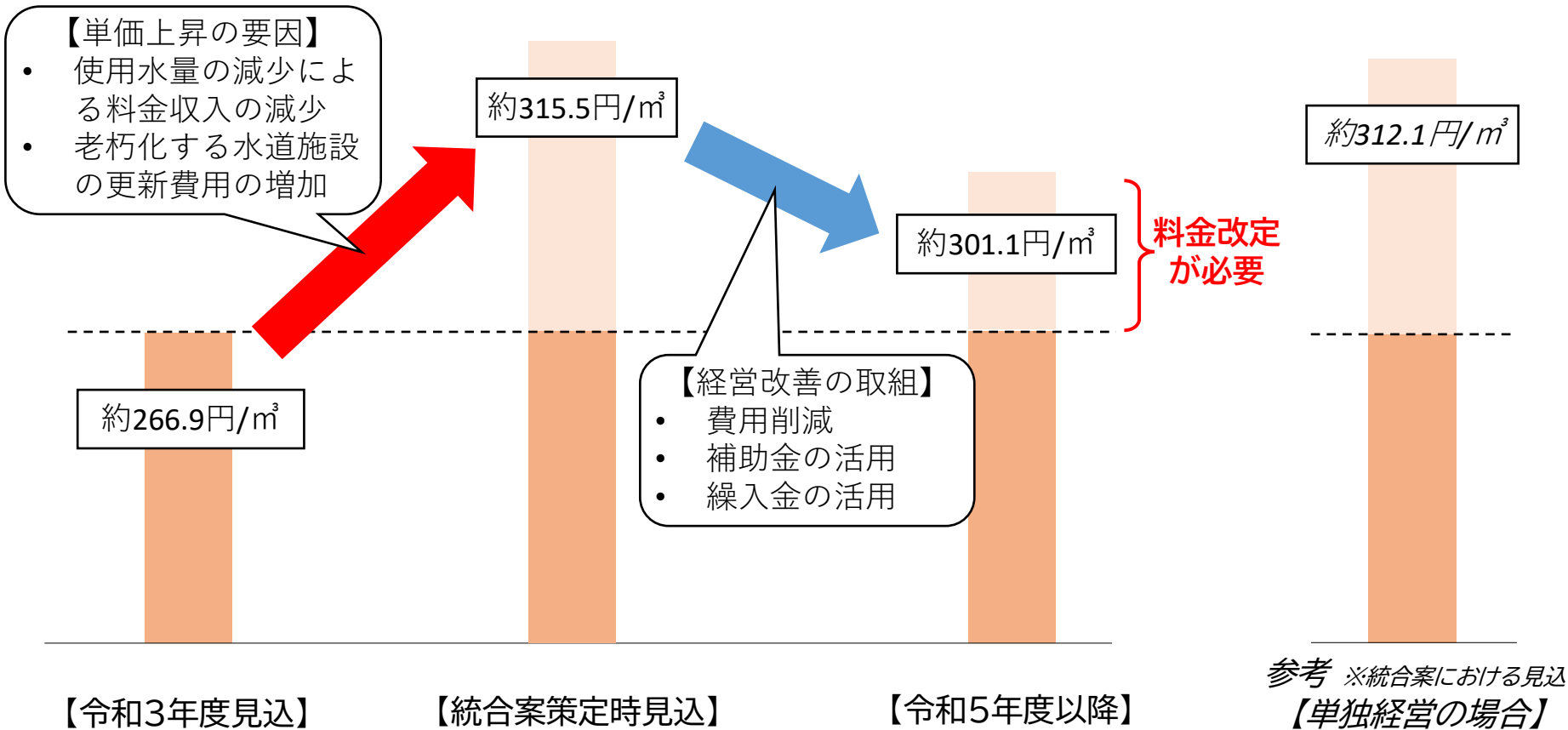
水道施設の整備、更新・耐震化などの実施に必要な資金を確保

<令和5~10年度(合計)の収支見通しのイメージ図>

5 必要な料金水準

料金水準について

水道水を作り、ご家庭などにお配りする単価は、現状で約266.9円/m³です。水道料金収入の減少や費用の増加に伴い将来の単価は上昇する見込みですが、可能な限り上昇の幅を抑制します。



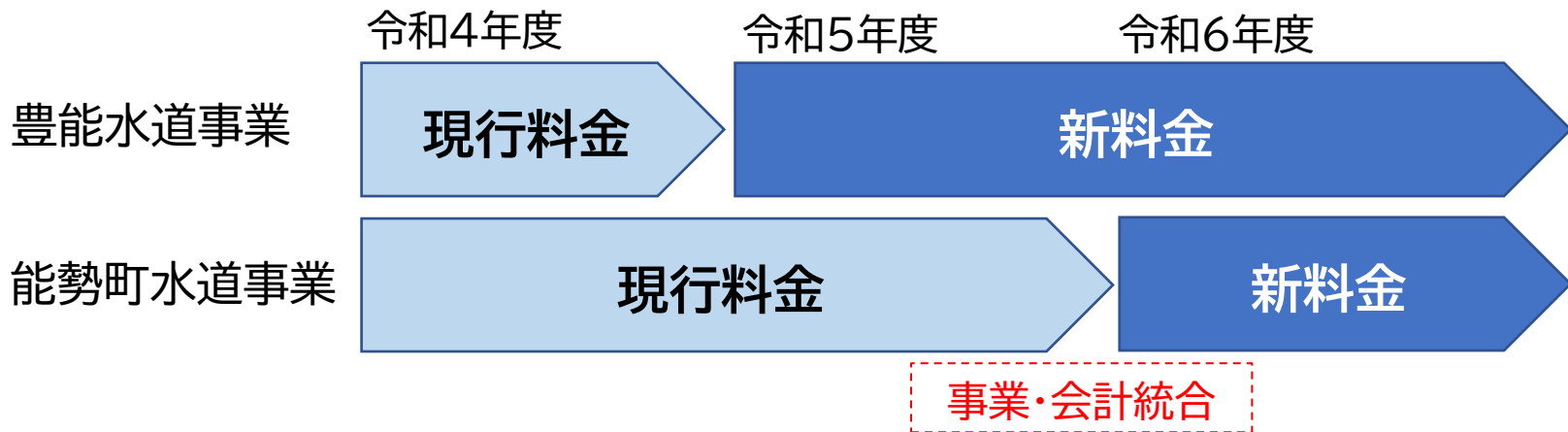
<水道水の供給単価の推移イメージ図>

6 料金の統一

料金の統一

- 豊能水道事業・能勢町水道事業の会計統合に際して、両町の水道料金を統一します。
- 豊能水道事業では令和5年4月から、能勢町水道事業では令和6年4月から新たな料金を適用します。

<イメージ図>



令和5年度 豊能水道事業において新料金へ移行
令和6年度 能勢町水道事業が企業団に統合・豊能水道事業と事業・会計統合
(事業・会計統合にあわせて、新料金へ移行)

7 料金体系の変更

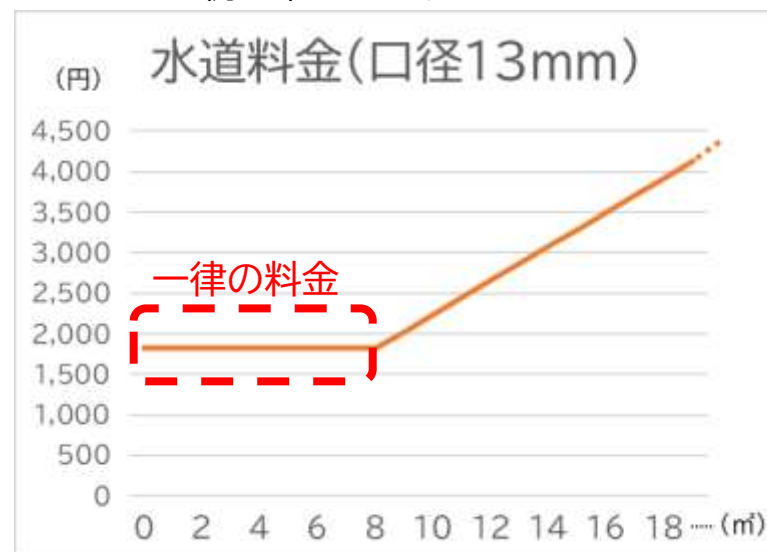
基本水量の廃止

- 基本水量とは、一定の水量の範囲での使用に対して、定額の基本料金のみでの負担とする料金設定の方法です。
- 基本水量は、主に一般家庭において公衆衛生上の観点から、生活用水としての水使用を促す目的で設定されたものです。

<能勢町の現行水道料金>

口径	基本料金	メーター使用料	基本水量
13mm	1,720円	96円	8m ³
20mm	2,580円	191円	12m ³
25mm	3,225円	286円	15m ³
30mm	4,300円	477円	20m ³
40mm	4,300円	762円	20m ³
50mm	4,300円	953円	20m ³
75mm	4,300円	1,429円	20m ³

<例:口径13mm、0~20m³>



料金改定後は、

- 水道の普及とともに、基本水量の役割は一定終えていると考えられること
- 使用水量に関わらず料金が同じであることについて、使用者の理解が得られにくいことなどから、基本水量を廃止します。

8 改定後の料金表

現行の料金表と改定後の料金表の比較

現行の料金表と改定後の新たな料金表は次のとおりです。

<現料金表>

口径	基本料金	メーター使用料	基本水量
13mm	1,720円	96円	8m ³
20mm	2,580円	191円	12m ³
25mm	3,225円	286円	15m ³
30mm	4,300円	477円	20m ³
40mm	4,300円	762円	20m ³
50mm	4,300円	953円	20m ³
75mm	4,300円	1,429円	20m ³

従量料金単価
基本水量超～30m ³ ・・・210円/m ³
31m ³ ～ ・・・280円/m ³



<新料金表>

口径	基本料金
13mm	1,255円
20mm	1,830円
25mm	3,180円
30mm	4,650円
40mm	8,440円
50mm	13,610円
75mm	32,210円

従量料金単価
1 m ³ ～ 5 m ³ ・・・130円/m ³
6 m ³ ～10m ³ ・・・160円/m ³
11m ³ ～20m ³ ・・・180円/m ³
21m ³ ～30m ³ ・・・250円/m ³
31m ³ ～40m ³ ・・・310円/m ³
41m ³ ～70m ³ ・・・340円/m ³
71m ³ ～・・・350円/m ³

※メーター使用料は基本料金に組み込まれます。

メーター口径は・・・？

検針時に配付する
お知らせに
メーター口径を
記載しています

水道使用量等のお知らせ

お客様番号

メーター番号 口径

使用水量	m ³
使用料金	円

内訳
水道料金 円
下水道使用料 円

今回の改定は
「水道」のみ

【水道料金の計算方法】(1か月当たり・税抜)
メーター口径13mmで20m³使用した場合

水道料金・・・4,505円 (①+②)

=基本料金・・・1,255円 ①

+
従量料金・・・3,250円 ②

(130円×5m³+160円×5m³+180円×10m³)

8 改定後の料金表

使用水量ごとの1か月当たりの水道料金※の変化

・能勢町内で最もご使用が多いのはメーター口径13mmの水道です。



メーター口径 **13mm**



1か月に **10m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

現行料金
2,236円



改定後(令和6年4月)

2,705円

+469円



メーター口径 **13mm**



1か月に **20 m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

現行料金
4,336円



改定後(令和6年4月)

4,505円

+169円

※実際の水道料金は、隔月で2か月分をまとめてお支払いいただいています。

8 改定後の料金表

使用水量ごとの1か月当たりの水道料金※の変化

・能勢町内で最もご使用が多いのはメーター口径13mmの水道です。



メーター口径 **13mm**



1か月に **30m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

現行料金
6,436円



改定後(令和6年4月)

7,005円

+569円



メーター口径 **13mm**



1か月に **40 m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

現行料金
9,236円



改定後(令和6年4月)

10,105円

+869円

※実際の水道料金は、隔月で2か月分をまとめてお支払いいただいています。

安全な水道水を安定してお届けするため 町民の皆さんのご理解とご協力を よろしくお願いいたします。

能勢町
公認キャラクター
「お浄&るりりん」



検討内容の詳細は・・・

下記の企業団ウェブページ（豊能・能勢水道事業（仮称）料金検討部会）を
ご覧ください。

<https://www.wsa->

[osaka.jp/soshiki/keikaku_kouhou/ryoukinkaitei/toyononose/6648.html](https://www.wsa-osaka.jp/soshiki/keikaku_kouhou/ryoukinkaitei/toyononose/6648.html)



【お問い合わせ先】
能勢町産業建設部
地域整備課 水道担当
TEL:072-734-2532